



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 満期保険金に係る「収入を得るために支出した金額」

—— 受取人以外の法人が負担した保険料・納税者勝訴 ——

所得税法 34 条 2 項は、一時所得の計算における控除の対象を「収入を得るために支出した金額」と規定しています。今回は、生命保険契約に係る満期保険金について、受取人以外の法人が負担した保険料も「収入を得るために支出した金額」に含まれると画期的な判断を示した福岡地裁判決をご紹介します。  
(平成 21 年 1 月 27 日福岡地裁・全部取消し・Z 888-1433)

### <事案の概要>

原告らは、契約者を原告らが経営する法人、被保険者を原告ら、保険期間を 3 年又は 5 年とする養老保険に加入していました。保険料は、原告らと同法人が各 2 分の 1 ずつ負担し、同法人は、負担した保険料を損金処理しています。本件は、満期保険金を受領した原告らが、法人負担分も含む保険料全額を、一時所得の金額の計算上控除し得る「収入を得るために支出した金額」に当たるものとして確定申告をしたところ、各税務署長から更正処分等を受けたため、各処分の取消しを求めた事案です。

### <裁判所の判断>

裁判所は、租税法規はできるだけ明確かつ一義的であることが望ましく、その解釈に当たっては、法令の文言が重視されるべきであるとして、次のように判示し、各処分の全部を取り消しました。

- ① 所得税法 34 条 2 項の規定は、その文言上、所得者本人が負担した部分に限られるのか、所得者以外の者が負担した部分も含まれるのかは、必ずしも明らかでない。
- ② 所得税法施行令 183 条 2 項 2 号本文は、生命保険契約等に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定めており、この文言からすると、所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとみるのが素直である。そして、同号ただし書きないしニは、控除が認められない場合を、包括的・抽象的の文言を用いることなく、法律と条文を特定して個別具体的に列挙しており、他に控除が認められない場合が存することをうかがわせる体裁とはなっていない。
- ③ 本件で原告らが法人損金処理保険料を控除することを認めれば、原告らがほとんど税負担を負わずに法人等から資金の移転を受けることができることになるが、それは法令上許された契約を締結したことによる結果であって、これが直ちに租税の基本原則に抵触するとか、租税の公平性を害するものということとはできない。
- ④ 以上検討したように、所得税法 34 条 2 項、同法施行令 183 条 2 項 2 号の規定の文言を重視すると、所得者以外の者が負担した保険料等を、所得者に対する給与課税の有無にかかわらず控除できるものと解するのが自然であること、所得税基本通達 34-4 は、所得者以外の者が負担した保険料等も明確に控除できると規定し、給与課税等の有無によって区別していないこと、そのような中、所得税法 34 条 2 項、同法施行令 183 条 2 項 2 号の規定を被告の主張のように限定解釈又は類推解釈することは、法的安定性、予測可能性確保の観点からして相当性を欠くといわざるを得ないことなどを総合考慮すると、被告の主張する解釈を採用することはできず、養老保険契約に基づく満期保険金が一時所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料も控除できると解するのが相当である。

…………… (税法データベース編集室 市野瀬 音子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判24頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第 192 号(平成 21 年 7 月 10 日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628